

# 宮城の安全・安心なたけのこ生産管理実施要綱

平成26年3月28日策定  
平成26年4月18日改正  
平成27年4月27日改正  
平成30年1月4日改正  
平成30年7月27日改正  
**令和 4年3月 1日改正**

## (趣旨)

第1 この要綱は、たけのこの出荷制限指示の解除（または一部解除）の対象となる市町村又は旧市町村単位の地域（以下「対象市町村」という。）において、安全・安心なたけのこの生産再開のため、生産者の認証登録や認証登録された生産者（以下「認証登録生産者」という。）及びたけのこの管理方法について、必要な事項を定める。

## (対象区域)

第2 この要綱の対象区域は、対象市町村とする。

## (対象品目)

第3 この要綱の対象品目は、対象市町村で産出したたけのこととする。

## (生産者管理台帳及び認証登録)

第4 対象市町村は、県及び関係団体等と連携し、管内の生産者に対し出荷再開の意向及び生産情報等を調査するとともに生産者に必要な指導を行うものとする。

2 対象区域において出荷再開を希望する生産者は、様式第1号の1により対象市町村に申請書を提出するものとする。

3 対象市町村は、出荷再開を希望する生産者を様式第2号の生産者管理台帳（以下「台帳」という。）に取りまとめ、様式第3号により県地方振興事務所又は県地方振興事務所地域事務所（以下「県事務所」という。）に提出するものとする。

4 県事務所は、第2項及び第3項の書類について内容を確認したうえで、県林業振興課に送付する。

5 県林業振興課は、出荷可能と認められる生産者に認証番号を付し、台帳に登録し、登録証明書（別紙様式3）を発行するとともに、様式第4号により認証登録生産者に通知し、併せて対象市町村及び関係団体に周知する。

6 県林業振興課は、台帳の写しを県事務所及び対象市町村並びに関係団体等に送付し、生産者情報を共有して連携した管理を行うものとする。

7 認証登録生産者が、登録内容を変更する場合は、認証登録変更申請書（様式第1号の2）を対象市町村に提出するものとし、第3項から第6項までの規定を準用する。

## (認証登録生産者の責務)

第5 認証登録生産者は、宮城県が行う出荷制限解除後の放射性物質検査に協力しなければならない。

## (認証登録生産者の栽培管理の実施)

第6 認証登録生産者は県事務所の指導により、必要に応じて古竹の伐竹等の放射能

低減のための栽培管理を実施する。

(出荷管理の実施)

- 第7 県林業振興課及び県事務所並びに対象市町村は関係団体と連携し、流通関係者等に対し生産者情報を周知するとともに、認証登録生産者の生産物以外を取り扱わないよう指導及び監視する。
- 2 たけのこの出荷・販売に際しては、必要に応じて出荷単位ごとに別紙様式1の表示票を貼付する。県事務所及び対象市町村は、これに必要な調整を行うものとする。
  - 3 認証登録生産者は各年ごとに出荷・販売記録を取りまとめ、たけのこの販売を完了したときは、様式第5号により対象市町村長に提出する。
  - 4 対象市町村は、生産者からの出荷・販売記録を取りまとめ、県事務所に提出する。
  - 5 県事務所は、第3項の書類について内容を確認したうえで、県林業振興課に送付する。

(出荷前検査の実施)

- 第8 生産者団体等は各団体の定めにより、出荷前自主検査を実施する場合は、検査計画を立て、安全を確認した上でたけのこを出荷することとする。また、県事務所は対象市町村と連携し、出荷前自主検査の適正な実施について助言・指導する。
- ただし、次項による検査を実施する場合はこの限りではない。

**第8の2 非破壊式放射能測定装置（以下「非破壊機」という。）による一部解除については以下のとおりとする。**

- 2 対象市町村は、県及び関係団体等と連携し、管内すべての生産者に対し出荷再開の意向及び生産情報等を調査の上、様式第2号の2により生産者管理台帳を作成する。
- 3 県は市町村と連携して、非破壊機によるスクリーニング検査及び3検体以上の精密検査を行い、基準値以下であることを確認したうえで出荷する。
- 4 出荷期間中は、対象市町村当たり、週1検体の精密検査を実施する。
- 5 市町村は非破壊機によるスクリーニング検査を実施し、県の出荷・検査方針に定めるスクリーニングレベル以下であることが確認されたもののみを出荷可能とし、出荷に当たり全ての出荷物について出荷単位毎に検査番号による管理を行い、これを記した出荷・販売台帳（様式第2号の3）を作成する。
- 6 検査済みの採取・出荷物は、包装パッケージ等に、販売単位毎に品目、採取地、採取者の住所・氏名、検査番号及び放射性物質が基準値以下である旨を表示する。
- 7 市町村はスクリーニングレベルを超過した検体が誤って出荷されないよう、個体番号等を元に検査結果と現物を照合し、廃棄したことを確認する。
- 8 県は、非破壊検査において、スクリーニングレベルを超過したものについて、原子力災害対策本部の「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づくモニタリングに必要な数について、精密検査を実施し、検査後の検体は廃棄処分とする。

**第8の3 出荷されるたけのこの安全性を確保するため、過去の検査で50Bq/kgを超えた竹林及び過去に検査を行っていない竹林から出荷する場合は、宮城県が検査を行い、基準値以下であることを確認しなければならない。**

(認証登録の取消し)

- 第9 県林業振興課は、認証登録生産者について、認証登録が不相当であると認めるときは、認証登録を取り消すものとし、認証登録生産者に様式第6号により通知し、

併せて表示票の使用中止を命ずるものとする。

2 認証登録の不相当とは、次の場合をいう。

- (1) 宮城県が行う放射性物質検査の結果、基準値を超過し出荷自粛の対象となったとき。
- (2) 表示票の使用許可を受けたものが表示票を不正に使用したとき。
- (3) 意図的に制度の規定を遵守しないとき。
- (4) その他、知事が不相当と認めたとき。

3 第1項の通知を受けた生産者は、当該生産物の回収に努めなければならない。

4 県林業振興課は、第2項第1号により認証登録を取り消したときは、第6に基づき栽培管理を実施し、宮城県が行う放射性物質検査で、当該竹林から採取したたけのこ3検体以上を1週間に1回測定し、直近1ヶ月以内の検査結果が全て基準値以下であることが確認された場合、当該生産者の認証の再登録を認めるものとする。

5 県林業振興課は、第2項第2号から第4号により認証登録を取り消し、認証者に過失が認められた場合は、原則として当該生産者の認証登録を認めないものとする。

(生産者認証登録の抹消)

第10 認証登録生産者は、生産を中止する場合は、速やかに様式第7号により対象市町村を經由し、県事務所に届け出なければならない。

2 前項の届出があったときは、県林業振興課は、当該生産者の認証登録を抹消し、当該生産者及び対象市町村及び関係団体に様式第8号により通知するものとする。

(登録証明書の再発行)

第11 紛失等により登録証明書の再発行が必要となった認証登録者は、速やかに再発行届(様式第9号)により対象市町を經由し、県事務所に報告しなければならない

2 前項の届出があったとき、県林業振興課は認証登録者であることを確認したうえで、登録証明書を再発行し、届出者及び対象市町に通知するものとする。

(その他)

第12 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月18日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月27日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年1月4日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年7月27日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。